

〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷1-20-28

宮川興業株式会社 様

謹啓 時々ますますご清祥のことと存じます。

このたびは、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に際し、多大なる義援金をお寄せいただき、厚真町民を代表して心よりお礼申し上げます。

本町は、今までに経験したことのない震度7という震災により、大規模な土砂崩れによる家屋倒壊や道路の寸断など甚大な被害をもたらしました。現在、被災者の方々の生活再建を中心とした復旧作業に町民一丸となって取り組んでいるところです。

お寄せいただいた義援金は、被災された方々の一日も早い生活再建に役立てるようお届けさせていただきます。皆様からの温かいご芳志が、被災された方々への大きな希望であり励ましとなるものと確信しております。

厚真町としましては、一日も早く町民が安全・安心に過ごすことができるよう復旧・復興に取り組んでまいりますので今後ともご理解とご支援をお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のますますのご健康とご活躍を心からお祈り申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。

謹白

平成30年10月29日

厚真町長 宮坂尚希朗

# 寄附金受領証明書

住所 東京都渋谷区渋谷 1-20-28

氏名 宮川興業株式会社 様

500,000 円

上記の金額を受領いたしました。

平成 30 年 9 月 13 日

北海道勇払郡厚真町京町 120 番地

厚真町役場

厚真町長 宮坂尚市朗



この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成31年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

- (注1) 所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- (注2) 所得税の確定申告を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、別添の「道府県民税・市町村民税寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。